

(介護予防) 多喜の園指定通所介護事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人大善福祉会が設置する多喜の園指定通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護事業及び指定介護予防通所サービス事業(以下「事業」)の適正な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、介護職員、看護職員、機能訓練指導員等（以下「従業者」という。）が、要介護状態及び要支援状態にある高齢者又は事業対象者（以下「利用者」という。）に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 1、事業所の生活相談員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、当該事業所において入浴及び食事の提供その他の日常生活上の世話や機能訓練等の援助を行うものとする。
2、サービスの実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地等)

第3条 サービスを行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 多喜の園指定通所介護事業所
- (2) 所在地 浜松市浜名区中瀬3829-1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護及び介護予防通所介護計画（以下「通所介護計画」という。）を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容について説明する。

(2) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、事業所に対する利用の申し込みに係る調整、従業者に対する技術指導、通所介護計画の作成等を行う。

(3) 介護職員 1名以上

介護職員は通所介護計画に基づき、サービスの提供にあたり、利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し、適切な介助を行う。

(4) 看護職員 1名以上

看護職員は通所介護計画に基づき、サービスの提供にあたり、利用者の健康管理、相談・助言等にあたる。

(5) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は通所介護計画に基づき、サービスの提供にあたり、利用者の機能訓練にあたる。

従業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(営業日、営業時間及び利用定員)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日。ただし12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、サービス提供時間は、午前9時30分から午後4時40分までとする。
- (3) 利用定員 30人

(事業の内容及び利用料)

第6条 1、事業の内容は次のとおりとし、指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定介護予防通所サービスを提供した場合の利用料の額は、市が定める基準によるものとする。当該指定通所介護又は指定介護予防通所サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示額に、各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- (1) 入浴（それに伴う介護を含む）
- (2) その他の日常生活の世話であって、厚生労働大臣が定めるもの
- (3) 機能訓練

2、前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を受けることができるものとする。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- (2) 指定通所介護及び指定介護予防通所サービスに通常要する時間を超える指定通所介護及び指定介護予防通所サービスであって、利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護及び指定介護予防通所サービスに係る介護（予防）サービス費用基準額を超える費用

(3) 食費（おやつ代を含む）重要事項説明書に示した通り

(4) おむつ代 重要事項説明書に示した通り

(5) 前各号に掲げるもののほか、サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であってその利用者に負担させることが適当と認められる費用

3、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(通常の事業の実施区域)

第7条 通常の事業の実施区域は、浜松市中央区（笠井町、笠井上町、笠井新田町、恒武町、豊町に限る）、浜名区（北浜圏域、しんぱら圏域、於呂圏域）、天竜区（二俣地区、光明地区、下阿多古地区に限る）及び、磐田市（豊岡南地区の三家、下神増に限る）とする。

(衛生管理)

第8条 従業者は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行います。

2 感染症の発生防止及びまん延防止のために必要な措置を講じます。

3 感染症または食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を1ヶ月に1回程度、定期的で開催するとともに、指針を整備し、定期的に研修及び訓練を行い（年2回以上）、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ることとします。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 1、利用者および家族は、通所介護及び介護予防通所サービスの利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を本事業所の従業者に連絡し、心身の状況に応じた利用を心がけるものとする。

(緊急時における対処方法)

第10条 1、事業所は、指定通所介護及び指定介護予防通所サービスを実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて、臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行うこととする。

2、従業者は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第11条 1、事業を提供中の非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努める。

2、非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、利用者及び従業者に対し周知徹底を図るため、総合防災訓練、その他必要な訓練を実施する。

3、事業所は、第2項に規定する訓練を行うに当たっては、地域住民の参加が得られるように連携に努めるとともに、地域で実施される防災訓練への参加等、地域との連携を重視する。

(従業者の質の確保)

第12条 1、事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務態勢を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内

(2) 施設内全体研修 随時

- 2、従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4、事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。
- 5、事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修等の必要な措置を講じる。
- 6、この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人大善福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成22年3月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年6月15日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年1月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。